

独立行政法人 水資源機構 分任契約職
思川開発建設所長 長谷見 智久
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 南摩ダム簡易ボート購入(オープンカウンタ方式)
- 2 納 入 場 所 栃木県鹿沼市上南摩町字神谷2958-4 南摩ダム管理所(仮称)
- 3 納 期 契約締結の翌日から令和6年11月8日まで
- 4 内 容 等 別添のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 参 加 資 格 当機構における令和3・4・5・6年度一般競争(指名競争)参加資格業者であること。
- 3 見 積 書 等
 - 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2) 提出方法 FAX又は電子メールによる。(※FAX番号又はメールアドレスは、4)に記載された番号) なお、FAX又は電子メールに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
 - 3) 見 積 書 提出期限 令和6年9月26日 16:00 まで
 - 4) 提 出 先 独立行政法人 水資源機構 思川開発建設所
FAX 0289-85-1211 メールアドレス nyukei_omogawa@water.go.jp
 - 5) 質 問 書 提出期限 令和6年9月18日 11:00 まで
※質問の回答については、翌々日までにHPに掲載します。
 - 6) 提 出 先 4)に同じ。
 - 7) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和6年9月27日16:00までとします。
 - 8) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知**します。
- 5 そ の 他
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

南摩ダム簡易ボート購入

仕 様 書

令和6年9月

独立行政法人水資源機構
思川開発建設所

第1章 総則

第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構思川開発建設所（以下「機構」という。）が実施する「南摩ダム簡易ボート購入」（以下「購入」という。）に適用する。

第2節 概要

本件は、浅瀬部における貯水池の巡視、水質調査、堆砂測量（試験湛水時含む）、その他目的で使用する簡易ボートを購入するものである。

第3節 納入場所

栃木県鹿沼市上南摩町字神谷 2958-4 南摩ダム管理所（仮称）

第4節 納期

契約締結の翌日から令和6年11月8日まで

第5節 契約範囲

本件の契約範囲は、次の船舶の納入とする。

名 称	規 格	数 量	備 考
簡易ボート	全長3.1m程度×全幅1.6m程度	1隻	

第6節 提出図書

提出図書は、次によるものとする。

受注者は、納入品調達前に担当職員に資料を提出し、承諾と受けるものとする。なお、購入手続きは承諾後に行うものとする。

(1) 部品調達前に提出するもの・・・・・・・・・・・・・・・・各1部

- ・納入品一覧等が示されたもの
- ・納入品等のカタログ

(2) 納期までに提出するもの・・・・・・・・・・・・・・・・1部

- ・完納図書（数量表、カタログ、取扱説明書等）

第7節 完納検査

受注者は、担当職員による試運転等の確認後、納入場所で機構検査員による完納検査を行うため、これに立ち会わなければならない。

第8節 疑義等

本仕様書に明記されていない事項または本仕様書に疑義等が生じた場合は、発注者と協議のうえ決定するものとする。

2章 仕様及び構造

第1節 簡易ボート

1-1 簡易ボート

(1) 船 体

納入する簡易ボートの主要諸元は、次のとおりとする。なお、簡易ボートと船外機は船舶免許・検査が不要な仕様を選定するものとする。

項 目	仕 様 等	備 考
数 量	1 隻	
形 式	ゴムボート 参考型式：アキレスECB-3101B エアーフロアモデル	
全 長	3. 1 m程度	
全 幅	1. 6 m程度	
出 力	1. 5 k w未満	
機 関	船外機、エレキモータ 参考型式：ミンコタエンデュラー MAX55LBS	
定 員	4人	
航 行 区 域	平水区域（ダム湖）	

(2) 付属品

付属品は次に示すものと同等品以上とする。

品名	仕 様 等	数量
バッテリー	1 2 V 参考型式：ボイジャー M27MF	1 個
充電器	1 2 V専用 参考型式：AcDelcoバッテリーチャージャー AD-2002	1 個
電動エアポンプ	ハイプレッシャーポンプ	1 個
ボートドローリー	取付け含む 参考型式：アキレスボートドローリーNK	1 式
パドル	1. 8 m程度	2 本
救命胴衣	ベストタイプ自動膨張式、水感知タイプ	2 枚
ロープ	φ 1 2 × 1 0 m	2 本

-以上-

様式第 2 号

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
思川開発建設所長 長谷見 智久 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和 6 年 9 月 1 2 日に交付された南摩ダム簡易ボート購入の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

最低金額を提出した見積者が複数ある場合は「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじ用数値として 3 ケタの数字をご記入ください。

--	--	--

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2 \text{者} = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 \text{者} = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業が契約の相手方となる。